



東松山市教育委員会教育長 中 村 幸 一 様

> 東松山市立小·中学校通学区域審議会 会 長 吉田明弘

松山中学校及び北中学校の通学区域の変更について(答申)

平成29年11月21日付け東松教学発第 1101011 号で諮問のあった松山中学校及び北中学校の通学 区域の変更について、慎重審議の結果、下記のとおり通学区域を変更することについて答申いたします。

記

1 松山中学校及び北中学校の通学区域の変更について 平成30年度以降、「美原町」と町名変更となる予定の地域を全て松山中学校区とする。 松山中学校及び北中学校の通学区域は別紙のとおりとする。

2 変更の期日及び方法

松山中学校及び北中学校の通学区域の変更は、平成31年度からとする。

ただし、変更する地域に居住していて、平成30年度に松山中学校又は北中学校に在籍している生徒は、通学区域変更後も保護者の意向により、卒業まで在籍できるものとする。

3 兄弟姉妹の取扱いについて

保護者の意向により、兄弟姉妹が同じ学校に在籍できるものとする。

